

## 適正音量の予告篇製作手順細則

(社)映画産業団体連合会は予告篇等音量適正化委員会の答申に基づき「予告篇等音量の適正值の決定について」「映画館における予告篇等音量の測定方法及び推奨値」を関連諸団体に送付した。予告篇等製作者は2004年7月1日以後制作する予告篇等の音量について以下の事項を遵守されたい。

### 第1章 製作者の責務

予告篇等の製作者は当該予告篇等の等価音量(以下 Leq(m))を「予告篇等音量の適正值の決定について」(以下委員会決定)に沿うよう作製する。

### 第2章 録音スタジオ・光学録音所の手順

当該録音スタジオ・光学録音所(測定機関)は委員会決定に従い Leq(m)が推奨値を超えないように予告篇等を作製する。

Leq(m)の測定は「映画館における予告篇等音量の測定方法及び推奨値」に従い録音スタジオおよび光学録音所で行う。

当該録音スタジオ・光学録音所は予告篇等の Leq(m)を測定しダビングレポートに記入、署名をする。当該制作者はレポートの記載に誤りがない事を確認し署名の後、音量適正化委員会に報告しなければならない。

ダビングレポートで推奨値を超えない値を確認した光学録音所はフィルムレコーディングが終了した未現像の音ネガの缶票シートに委員会決定に適合している旨の「印」をつけるものとする。委員会決定に適合していない音ネガの缶票シートには「印」をつけてはならない。また、ダビングレポートが添付されていない予告篇等の光学録音を行う光学録音所は録音時の Leq(m)を測定し、新たなダビングレポートに記入署名する。

### 第3章 予告篇等編集者の手順

予告篇等編集者は予め指定の現像所より予告篇等専用巻頭リーダー(委員会承認マーク添付:ネガサンプル参照)を購入する。

予告篇等編集者は音ネガ現像終了後の音ネガ缶票シートに押印された「印」を確認した後、当該予告篇等専用巻頭リーダーを使用して編集を行い、画ネガ原板を完成する。

確認「印」のない予告篇等には画ネガに予告篇等専用巻頭リーダーを使用してはならない。

### 第4章 現像所の手順

当該現像所は予告篇等専用巻頭リーダーを作製し制作者の要望に応えるものとする。

編集後の予告篇等専用巻頭リーダー付近には委員会承認マークの判別を阻害するような記述を入れてはならない。また委員会承認マークは出来るだけ鮮明にプリントするように努めなければならない。

予告篇等を発送する際、委員会承認マークは切り落としてはならない。

委員会決定附則文書に基づき現像所での測定は行わない。

## 第5章 興行会社の手順

興行会社は当該予告篇等が入荷した際、指定箇所の委員会認証マーク（ポジサンプル参照）の有無を確認する。

委員会認証マークの付いた予告篇等は本編同等の音量で再生できる。

委員会認証マークの付いていない予告篇等の音量取り扱いについては興行会社の判断にゆだねる。

予告篇等音量委員会の推奨値は興行会社が標準の適正音量で再生する事を前提に決められており興行会社はその趣旨を理解して上映する。

## 第6章 制作者の手順

予告篇等制作者は委員会決定に従った Leq(m)で予告篇等を作製する。

ダビングレポートは当該制作者が記載事項を確認の上、署名を行い署名日から一年間は当該制作者と音量適正化委員会事務局が保有する。

当翻併添篇等適正化委員会リソースの提供求め場  
にはその求めに応じなければならない。

委員会決定に従わない予告篇等制作者は映画産業団体連合会より指導を受けることがある。

## 第7章 適用の範囲

当該委員会決定は日本国内で制作される上映用予告篇等（国内で再ダビングされた洋画予告篇等も含む）にはすべて適用される。

予め音量が適正と認められる海外（規制が効力を発揮している海外の輸入プリント）の予告篇等は対象外とする。その他の国の予告篇等を入手した場合この限りではない。

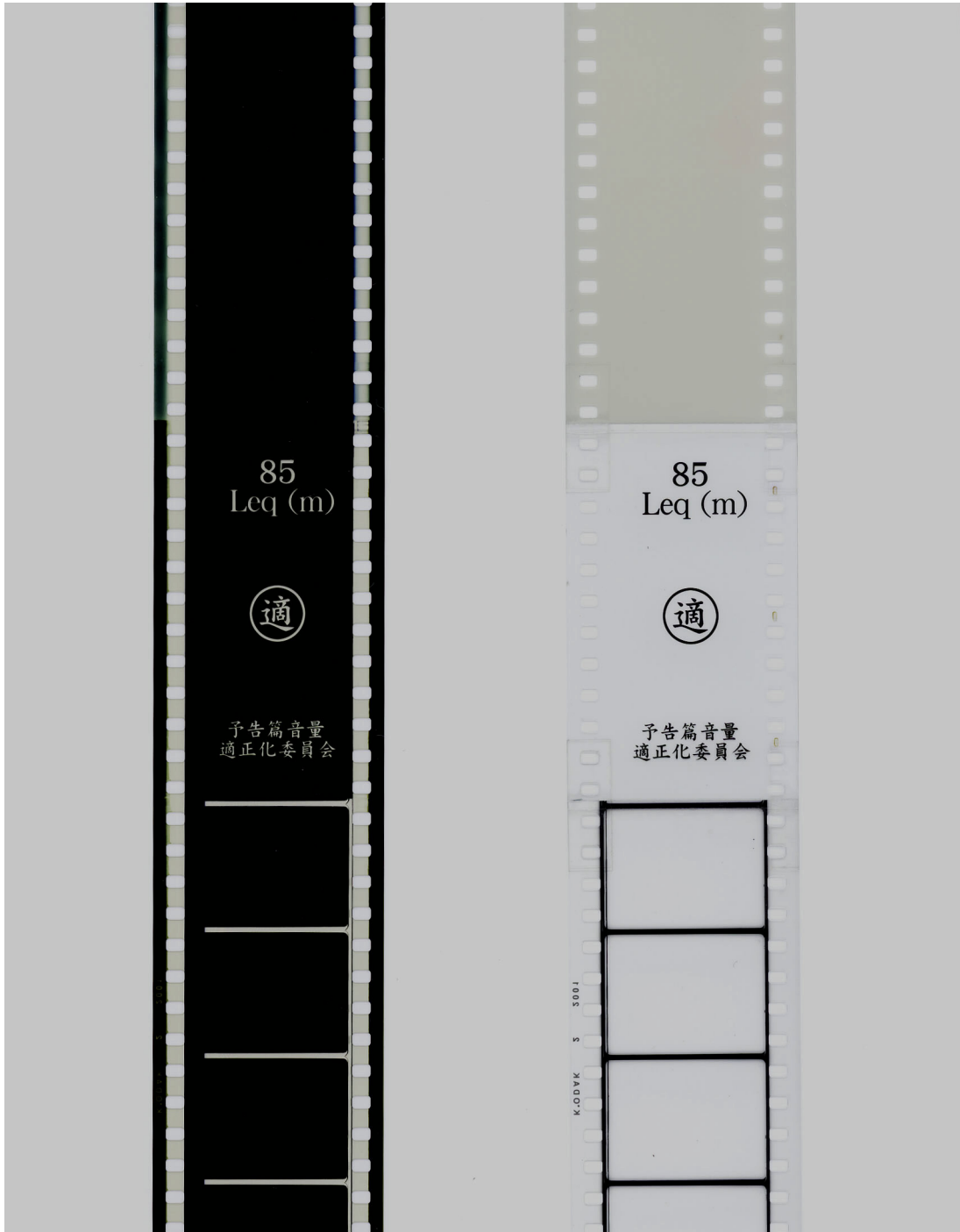
予告篇等音量適正化委員会は予告篇等の内容、演出、費用、損害、出費などに対して一切の関与をせずその責を負わない。

### 実施日時

2004年7月1日の制作からとする。

### 基準等の配布

日本映画テレビ技術協会機関誌2004年6月号に記載されている事項を基準とする。



ポジサンプル

ネガサンプル

予告篇等専用リーダーサンプル